

## 指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：遠藤興業株式会社（法人番号8370301000209）  
業 者 の 住 所：宮城県石巻市大街道南2-9-13
2. 指名停止措置期間：令和6年11月7日から令和7年1月6日まで  
（2か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、  
山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：  
遠藤興業株式会社の元専務執行役員は、宮城県石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月10日、宮城県警察に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕され、同年5月1日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 対象区域内の他の公共機関の職員</p> <p>イ 対象区域外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p>